

R D 最終処分場問題地元説明会
(中浮気団地自治会)

日 時：平成20年6月5日(木) 19:30～21:40

場 所：中浮気団地自治会館

出席者：(滋賀県)嘉田知事、山仲部長、山岡管理監、上田室長、井口、卯田、谷川、
秘書課、広報課

(栗東市)武村課長、井上室長、太田、矢間

(中浮気団地)自治会長ほか住民約22名

(県会議員)九里議員、中沢議員

(報道関係者)

この記録は、文意がつながるよう一部接続詞の修正や()で補説をしましたが、基本的に当日の発言をそのまま掲載するものです。

1. 主な意見

(自治会から知事への要望書)

- ・焼却炉を解体撤去すること。
- ・許可容量を超えた違法廃棄物を撤去すること。
- ・処分場の廃止基準をクリアして処分場を廃止すること。
- ・処分場廃止後は、跡地利用ができる安全安心な環境とすること。

(その他)

- ・中浮気団地はA2の全量撤去でこれは譲れない。
- ・焼却炉を解体することになって初めてD案が視野に入ってくる。
- ・チェーンソーカッターによるソイルメントは強度的にもものすごく弱い。
- ・ソイルメント遮水壁は新しい工法なので耐用年数とか一切わからない。
- ・ソイルメントが50年度に崩壊したらどう責任を取るのか。
- ・今回のRD問題について、知事は謝罪したが担当職員は謝罪もしないし責任も取っていない。(最初の試料分析のデータを県はごまかした。)
- ・住民のことがわかって真摯に考えればD案なんか出てこない。
- ・処分場自体が支障になっている。その認識が足りない。
- ・処分場内にドラム缶があれば、あとからドラム缶に穴が開いて内容物が出てきていつまでもきれいにならないのではないか。
- ・長く全量撤去を要望しているのに、ちっとも進んでいなくて情けない。
- ・県は最初からD案と決めてかかっている。
- ・どうして最初にA2案、D案の2つをもってこの場に来なかったのか。
- ・A案が10何年なら我慢する。
- ・滋賀県は琵琶湖水利用者が安心できるようにする義務がある。
- ・住民は土が汚染されていることに確信を持っている。

- ・ D案の根幹はどんな有害物を除去するかということである。その意味でD案もA2案も中味は一緒である。
- ・ 違法廃棄物は黙っていても出すべきである。
- ・ D案の中味をもうちょっときちんとして説明してほしい。
- ・ 自然換気では有害物がそのままどんどん大気中に出る。きちんと処理してほしい。
- ・ 基準以下ならいいというのが間違っている。安定型だから一切出てはいけない。

2. 質疑等の内容

自治会長：(あいさつ)

時間がきましたのでこれから始めさせていただきます。私中浮気自治会の と申します。今日は雨の中、足下の悪い中たくさん集まっていたいただき大変ありがとうございます。今日は知事さんの対策工に対する説明会ということで知事さんの説明をじっくり聞いていただいて、我々もこれに対してじっくりと質問してできるだけお互いが納得していければなあと思っております。知事さんどうもよろしくお願いいたします。

管理監：それでは、説明会を始めさせていただきます。最初に今日寄せていただきました職員の紹介をさせていただきます。 滋賀県、栗東市職員紹介
それでは、最初に知事の方からご挨拶兼ねて対策工の考え方等につきましてご説明申し上げます。

知事：(あいさつ、経過説明)

中浮気自治会の皆さん、お足下の悪い中お集まりいただきありがとうございます。自治会の皆様方にはRD問題、随分以前からご心配をおかけしていると思っております。昭和54年に処分場が設置されまして平成11年硫化水素が吹き出したというところから随分とご心配をおかけしておりました。その後、最終処分場問題に関しまして事業者の対応に対する甘さなどからご迷惑ご心配をおかけしてまいりましたこと申し訳なく思っております。県として毅然とした対応がなされず、みなさんにご心配をおかけしてましたことを心からお詫び申し上げます。

さて、この処分場問題平成18年6月にRD社が経営破綻をいたしましたことから、その後は県が主体となりまして問題を早期に確実に解決するべき取り組みを進めて参りました。そして、平成18年7月に知事に就任させていただきましたけれども、その直後からまず対応の基本方針を決めさせていただきました。平成18年10月ですが、まず第1にこれまでの事業者の責任を追及することです。それから2点目は県の行政対応をきちんと第三者により検証するということです。そして3点目が今日あとから具体的に詳しくお話しさせていただきます生活環境の安全性を確保するために対策をうつ、その対策工についての議論です。

この3点のなかで、まず事業者の責任ですが、どこにどういう問題があるかということで主に4点の課題を明確にいたしまして、5月末に事業者に措置命令をかけさせてもらいました。措置命令というのは、地下水の汚染など生活環境の課題があるわけです。それをきちんと安全を確保するようという行政的な命令です。その措置命令

をかせさせていただきますたら、実際はR D社が破綻しておりますからある期間を経て行政の方が代わりにその命令を実行する代執行というものをしなければいけないと思っております。それをこの5月末にアクションを取らせていただいております。それから2点目のこれまでの県の行政対応をきちんと検証して、そして、再発の防止にかかるということ。これにつきましては、県の方も、特に当時平成初期から十年前後かなり対応が甘かったと、特に私どもが検証できましたものは、R D社は優良企業という認識を県の方が持っていたようです。地元でもいろいろ支援があったようで、そのようなところから対応の甘さがあったと感じます。地元の皆さんから問題を指摘していただきながらきちんと対応できなかったということ。それに対しては、再発を防止するという、人員の増員、これはこの4月に2名増員いたしました。併せて再発防止のためのマニュアル作りを行政の仕組みの中に入れていくということで今動いております。それともう1点は、責任を県としてどう取るのかということも検証委員会から指摘をされております。それにつきましても検討しているところです。

さて、そのような中で本日の生活環境の安全を確保するための対策工ということで、平成18年12月26日から対策委員会を設置いたしました。専門家の方、また、地元の皆さんにも参加していただきまして対策委員会を15回、専門家会議を7回開催させていただきました。その中から議論をしていただいて大きく2つの案を提案していただいたわけです。

1つは、基本的に全量撤去するというA2案と申し上げております。皆さんの方に図がお渡ししてありますけども、具体的には周辺に遮水壁という壁を作り、今ある汚染物が拡散しないように、そして、その中の汚染物を選別しながら取り出すということでほぼ13年かけて240億円ほどの予算というものがA2案の方では提案されています。ただ、技術的な部分あるいは具体的にどう掘り出しながら有害物、有害物でないものを選別するのか、目視でという提案をいただいておりますけれども技術的あるいは専門的な課題はあると思っております。それと、この案は8人の委員の方が推奨されました。そのうち4名の方が地元の委員です。もう1つ多くの7名の方が提案していただいたのが、現在のその位置で浄化をしていく、周辺に遮水壁を作り汚染された地下水などが周辺に広がらないように遮水壁を作り、そして、そのなかの土壌を雨水により濡れることによって地下水を汲み上げて浄化をして、そして、最終浄化をした水は下水道に流す。それから部分的には、地下に換気管を入れてガスを取り除くということ。あるいは、部分的な汚染物を取り除くということも含めて、D案と私たち言っております。これは、予算的には45から52億円ほど、工期は約3年という提案をいただいております。

そのようななかで県の方は今D案を基に安全性を確保するという対策を作らせていただきたいと考えております。その最大の理由ですけれども、まず早期な解決が必要だということです。それと、汚染物の安全性を保つための候補ですが、必ずしも全量撤去しなくてもD案によって環境基準をクリアーできるという見通しの中でD案を採用させていただきたいと思っております。そもそもこのR D処分場問題は全ての不法投棄ではなく廃棄物処分場として始まっておりますので、その間硫化水素が出たりあるいはダイオキシンがかなり溜まっているというような大きな課題があるんですけれ

ども、そもそもが処分場問題であるということなので処分場を最終的に安全だと宣言できるまでの浄化ということが目標になろうかと考えております。

そのような中で皆様のご理解とご協力をいただきまして、この生活環境保全上の支障となっている汚染物をしっかりと取り除いてできるだけ1日も早く解決したいというのが私どもの決意です。そういう中でなぜこの対策工を今採用しようとしているのかということの8つの理由をお示させていただきたいと思っております。みなさんにお配りいたしました2ページの表になってます。私は県の責任者として県民の皆様から税金をいただいて、それを県の事業に配分させていただいたり、また、それぞれの事業に設定させていただくわけですが、公の仕事ですから、なぜその仕事が必要かということの必要性をきちんと理解あるいは県民の皆さんに説明させていただく必要があります。そういう中でこの対策委員会でご提案いただいたA2案全量撤去案、D案部分撤去原位置浄化、D案のB2ベースであります。D案のB2ベースでありますが推奨して下さった方もおられないので、一応載せておりますけれども詳しくはご説明させていただきません。E案は地元の方が1名ご推奨しておりますが、そこに書いてあるようなところですが、詳しくは皆様が一番ご関心のあるA2案とD案についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず全体のアイウエオカキクと8項目の判断をするための指標、これは対策委員会から出されているものです。アとありますが、住民同意、住民の皆さんの合意、納得の頂ける案であること。2点目がその工法が効果的かつ合理的、様々なきちんとその説明がつく合理的なものであり、かつ経済的にも妥当であるというのが2点目です。3点目が代執行事業、先程も申し上げられましたが、5月に事業者措置命令を出しておりますので、その続きとして県が行政として代わりに執行する代執行事業という仕組みに合うものかどうか。4点目が対策工の構成、その対策工がきちんと汚染物を除去して、そして浄化をするということの一連の構成が入っている。5点目が周辺への影響、特にこのRD処分場の大きな課題は住宅地に近いという問題です。まさに皆さんのところは北尾団地と併せて一番近いところですから周辺への影響ということは大変重要な項目だと思っております。それと併せまして緊急対策、恒久対策という両方がセットになったということ。また、7点目ですけど廃止基準のクリアー、これは先程申し上げました安定型廃棄物処分場という処分場はいつまで永久に処分場であるわけがないので、その処分場を汚染物などがきちんときれいになったという、その証明をするための廃止基準というものがあります。その廃止基準がクリアーできるか。そして8点目が実効性の確保です。本当にその案が実行できるのか、また支援というのは県の費用にプラスして例えば国の支援が財政的支援がもらえるのかというような項目です。

また、個別に詳しくは担当の方からご質問がありましたらお答えさせていただきましても、この8つの項目の中でまずA2案は住民の皆さんが出していただいたということで「 」と考えております。E案につきましては、1部の委員の方が特に栗東市の市民の中のお一人が推奨していただいております。それから7人のうちの6人が学識経験者です。法律学者であります委員長様はD案を推奨なさっておられました。それから効果的合理的経済的という意味では、A2案は課題がある。事実上の課題が多く、また、243億円とトータルコストを出しておりますけれども、このなかには

計上されていない費用もありますのでこの額では収まらないだろうというのが考えられます。それに比べてD案の場合には、技術的な課題をクリアーし、そして、また効果的合意的経済的ということは「 〇 」と。「 〇 」か「 × 」をつけたのは、私たちですので私たちはこれを「 〇 」と考えております。それから代執行事業ですけれども、事業内容全量撤去というのは措置命令に馴染まないため代執行事業とならない。ここで法的な壁がございます。D案については、代執行事業になり得るということです。それから、対策工の構成については、A 2 案もD案もいずれも構成の要素は先程来安全性を確保できる技術なりあるいは工法構成はあるということです。それから周辺への影響ですが、騒音や振動や悪臭これはD案についても「 〇 」にしてありますけど全くないわけではないでしょうが、A 2 案の場合は全てを掘り起こすというところからかなり影響が大きいだろうということで「 × 」にさせていただきました。それと緊急対策と恒久対策を組み合わせるということについては、両方とも「 〇 」です。それから廃止基準のクリアー、廃棄物をA 2 案の場合では全量撤去するため基準のクリアーは確実だ。それに比べてD案の場合には廃棄物の浄化の時間、ここが皆さんが最も関心がお有りのところだろうと思います。土壌をどうかし、汚染された地下水を取り上げてこれは何年後に環境基準がきちんとクリアーできるのか、3年か5年か10年なのか20年なのかここは一番私たちも関心がありますし、皆様も関心があるところだと思いますが、現在のところ3年で確実です、5年で確実ですと確実な科学的なデータでは言いにくい状況です。今、既に処分場自身が一時期に比べますとだんだんに例えば地中の温度なども下がっているとかいうことで安定化の方向に向かっているということをお研究者の方も言っていておりますので、そう何十年もかからずに環境基準をクリアーできるまで浄化できる。逆にそういう方法をとらなければいけないと私どもは考えております。しかし、「 〇 」ではなくて「 〇 」とさせていただきます。それから、実効性の確保と支援、国のあるいは財政的な支援ですけれども、A 2 案はそもそも代執行事業に馴染まないことから、特別対策措置法ということで平成15年から10年間の時限立法でRDのような問題に対して国の支援をするとほぼ半額である45%の支援をしてくれるという、その特措法の理念にはA 2 案は馴染まない。要件としては、そういうことですので、A 2 案の場合には県の単独事業つまり全て県の税金ということになります。D案の場合には特措法の支援が受けられます。

そんなところで総合的に判断いたしまして、私たちはD案を柱にしながら、みなさんが多分これまでの特に近くにおられるなかで気にしておられた例の焼却炉です。焼却炉の除去、あるいは他の気になるご心配の有害物質の削除、除去などもプラスで考えさせていただきたいのがD案です。そんななかでこのあとの具体的な技術的な中身につきましては担当の方からご説明させていただきます。そのあと皆さんからのご質問を答えさせていただきたいと思っております。では担当の方からの説明をお願いします。

井口：(パワーポイント、模型にてD案、A 2 案、スケジュール説明)

そうしましたら簡単に説明させていただきます。今知事の方から説明がありました資料の次のページからのD案とA 2 案でそのあとスケジュール案ということでついておりますこの3つについて説明させていただきます。まず、D案ですがこの緑色のと

ころが廃棄物があるところで、その下が元々の地盤でして、この黄色っぽいところが砂層でここに地下水が多くあります。あと水色のところが古琵琶湖層といいまして昔琵琶湖があったということで堅い粘土の層です。D案につきましては、この赤いのが遮水壁というやつですけどもソイルセメント、土とセメントと水とあとベントナイトという小さい粘土なんですけど、それを混ぜまして壁を作ります。最大で40mくらいの長さで幅が55cmくらいですが、それを処分場の全周1km近くありますけどもそれで囲みます。断面図はこちらとこちらに書いています。囲みまして、上に覆土、土をかぶせます。そうしまして、遮水壁につきましては、火山灰の層でこれも非常に水を通さない層であることが確認されてます。その下に堅い粘土層がありましてこれも非常に水を通しにくい層です。これは調査によりまして30m以上の厚みがあって連続していると確認させておりますので、そこまで遮水壁を突っ込みまして汚れた水をこのなかに閉じこめるという方法です。そうしますと、雨が降るとこの中に水が溜まるような形になりますので、それにつきましては廃棄物から出た水あるいはこの砂層の地下水は汚れておりますので、それをポンプで汲み上げまして水処理施設に送りまして処理した水は下水道に繋ぐということで考えてます。ここではポンプ3台ですけどもこれから詳細設計する中でもう少し台数の方は増えるかとは思っています。

あとこちらに自然換気を書いた換気管ですが、これも今2千㎡に1個くらい全体でここは4万8千㎡くらいありますのでかなりな本数になりますけれど、穴の開いたヒューム管みたいやつを縦に入れましてそれで空気の出し入れをしてやると、この廃棄物の中に空気を送るとあとまた雨が降ってそれをポンプで汲み上げることによって水を入れ替えてやるというようなことで中を洗って廃棄物を安定化させるという考え方です。

あとこちら有害物の掘削除去と書いておりますが、これにつきましては、今どういうものをどれくらい除去するかということは現在検討をしているところです。あと焼却炉ですけども、このD案では焼却灰の洗浄除去ということになっております。焼却炉は解体撤去という話も聞いておりますけれども、現在のたたきの案としては洗浄除去ということで、実際の施工上とかその他で実際どうするかということについてはまたこれから詰めていきたいと考えております。

次、対策委員会の推奨案でありますA2案です。これは先程の横長の表でも全量撤去と書いてますけれども、中にあります廃棄物全てを一旦めくるといいますか全部触るので全量撤去ということになってます。ここにあります廃棄物を一旦掘りましてこの埋め戻しに使える良いやつと使えない有害なものに分けて有害なものについては外へ出す。問題のないやつについては、この埋め戻しに使うということでこの案の中では半分くらいの量が使えるということで元々がこれくらいあったうちの半分くらいこれくらいの高さで最終的に埋め戻すという形に考えられてます。掘削をするところについては、大型テントを設置するということになっております。このA2案につきましても先程言いましたような遮水壁を設ける。こちらの遮水壁の目的としましては、このA2案の工事自体が13年ほどかかりますのでその間の仮設として遮水壁を設けるという考え方です。焼却炉については、全部触りますのでこの案の場合は当然解体撤去という形になります。D案の方は3年で45億とあと有害物の掘削除去に

かかる費用なり期間が出てくる。A2案については、工期13年、費用が243億円、ここでイニシャルとランニングと書いてますけども、イニシャルというのは最初対策工やるときの費用です。ランニングと書いてますのが今後30年間の維持管理費用とポンプを運転したりとかそのような管理するための費用ということです。併せて243億円という計算をしております。

次に今後のスケジュールの案ですけども今地元説明会をさせていただいております、あと県議会の方の説明をしまして、あと県の方の希望としましては8月くらいに国の環境省の同意がもらいたいということで考えております。先程知事の方から説明がありました特別措置法の期限が平成24年度末、平成25年3月になっております。それに間に合うように逆算して工程を書いているような形になっておりますけどもそれでいきますと今年度中に焼却炉の、ここでは洗浄除去となっておりますけどもそれにかかります今年度の終わりの方から来年度にかけてやると。それに先だって現在詳細設計の準備にすでにかからさせていただいております。来年度になりまして一番大きな工事であります遮水壁の工事をやりまして、あと水処理施設ですとか土をかぶせたりというような作業を23年度末くらいまでに終えまして、あとの24年度1年間はモニタリングということで本当に遮水壁から有害物が漏れてないかとかというような当たりの確認をいたしまして、確かに問題ないと思っていたとおりにはできているという確認を、24年度末までにできているという確認を24年度末までにやりたいと考えております。

パワーポイントは以上でして、今のD案につきまして模型を作ってきてますので模型で説明をさせていただきます。これは処分場の簡単な模型でして黄色い部分がRDの用地の部分です。これ中半分に割ったようなやつで先程のパワーポイントの方でもあったんですが、色使いが違うんですけどもこの水色の層が砂層ということで水を通す層です。このオレンジ色のところが粘土層で非常に水を透しにくい層です。この赤いやつも火山灰層でこれも非常に水を透しにくい層になっております。ここの上の緑色のところが廃棄物が堆積している。この断面図では、廃棄物の層と水の層との間に粘土の層があって遮断されているようになってますけども、一部分この廃棄物の層と水の層とが接しているところがありますのでこの地下水も廃棄物の汚染を受けています。この層とこの層はこういうところにつながっていますので結局この層もこの層も汚れているということで、それより下まで遮水壁を入れないといけないということで、この真ん中を取り出したようなやつなんですけども、このような形で先程の火山灰層と粘土層の中へ2.5m以上という基準がありますので入れまして全周1km近くありますけども困みます。その最大の長さが40mくらいということになります。

遮水壁について、いろいろ質問とかもありますので説明させていただきます。先程言いましたように遮水壁はソイルセメントというもので作ります。土とセメントと水、それとベントナイトというきめの細かい粘土ですけどもそれを入れます。セメントの量としましては、通常のコンクリートの半分とか3分の1ぐらいです。堅さなんか非常に小さいですけども遮水壁の目的はあくまでも水を止めるということですので、それも基準がありまして1秒間に 10^{-6} cm以下の水の流れ、それをわかりやすいよう

に言いますと1年間に30cm以内の水の染み込み方、逆に言うと1年に30cmは染み込むんですけどもそれ以内というようなものがソイルセメントというやつです。これをするのにはチェーンソウカッターと言いまして山で木を切ったりするのに使うやつを縦に入れたようなやつなんですけども、それでセメントと水と土とをかき混ぜながらずっとやっていくという工法です。既に全国で400件以上の実績がありまして最終処分場でも28件の滋賀県内でも10件以上実績があります。40m深いではないかというのがありますが、一番深いやつは50数mのやつもありますし、最終処分場関係でも30数mのやつがありますので十分確立された技術であるというふうに考えております。どれくらいの期間もつものか、すぐにあかんようになるのではないかなというようなこともよく聞かれますけども、今考えております工法自体は平成5年くらいが最初の施工ですので今まだ15年くらいしか経っておりませんが、同じ土とセメントを混ぜるような工法はかなり古くから30年くらい前からありますのでそういうソイルセメントの追跡調査をした結果によりまして27年くらい経っても劣化せずに徐々に強度が上がっていったというデータもありますので、通常のコンクリートと同様に50年間ぐらいはもつかなあと考えています。地震が来たらどうなるのかというような声ですとか、全体を何の継ぎ目もなくやってますので温度変化で割れるのではないかなとか、乾いたら割れるのではないかなというようなご指摘もいただいております。乾くかどうかということにつきましては、土の中で地下水位もそれなりのところでありまして、非常に安定した状況ですのでそういう意味での劣化は少ないかなと考えています。地震とかの場合、地震にもよるんですが絶対に壊れないということはもちろんなくて巨大なやつがくれば壊れるかもしれないし、それ以外の何かでひびが入ったりする可能性はあります。そのへんにつきましては、先程、中の水をポンプで揚げるといいましたが、それで外の水位よりも中が低くなるような形にして、もし亀裂がいても外へは出ない、外から中へ入るという形で管理したいというふうに考えています。

先程モニタリングといいましたけども、これの近くの外側に井戸を設けましてその水質を定期的に調べまして、特にこれですとこっち側、地下水の流れがこう流れますので、特に下流側の経堂ヶ池側を重点的にやることになると思いますけれど、その水質を調べまして、もし変化があってどうも漏れているらしいというようなことになりましたら追加調査をします。それで、どこまで壊れているところがわかるのかというのがありますが、ある程度は追加の調査で場所を幅とか高さを絞り込みまして、あとは地盤改良工法という中の土を固める工法がありますのでそういうやつで止めてやるということで、止まったかどうかについては水質観測等をすれば確認できますので、そういうような形で対応できるというふうに考えております。工事ですので全く騒音も振動も出ないとかあるいは廃棄物を触りますので臭いも全く出ないということではなくて、それぞれ、騒音、振動、悪臭というのはどうしても発生します。工事させていただくときには、その辺は施工計画を十分考えまして、あとまた十分説明なり情報公開なりさせていただきながら進めさせていただきたい。終わったあとの監視も責任を持ってさせていただくということで考えております。以上で終わります。

知事：(「県が設計を進めている」との報道について)

ただいま担当の方から対策工の具体のところをご説明させていただきました。「原位置浄化案」という言い方をさせていただいておりますけど、計画をとりまとめさせていただきたいのですが皆さんのご意見をお伺いしながら追加できるところは追加をし修正できるところは修正をしながらその行政の仕組みの中で可能な方法を考えていきたいと思っております。既に本年度予算におきましては、まず焼却炉焼却灰のダイオキシン類を除去するための予算は既に県議会でもお認めていただいております。それと設計をする必要がありますので詳細設計にかかる予算も今年度予算で計上しております。この問題を1日も早く解決できるように取りかからせていただきたいと思いますと思っております。また、本日1部の新聞で県が業者に対し公募提案要請を行いそのことに関して県が自らの方針を一定路線として進め業者との契約を結ばないよう求める住民監査請求をなされたとの報道がありました。このことにつきましては、またあと担当から公募提案要請の考え方、経過につきまして説明をさせていただきます。そのようなところであと住民さんからのご意見を伺わせていただきたいと思います。本日どうかよろしくお願いいたします。

室長：(プロポーザル方式による業者選定手続きスケジュールについて説明)

本日滋賀県職員措置請求書というのが監査員事務局監査員の方に提出されました。本来この請求書の審査につきましては、監査員事務局監査員で行われるわけですが、その中にD案に基づく技術提案書の提出要請、提出要請というのは私どもが行ってま。それについては、議会の議論を軽視し住民との対応を形式的なものとする議会と県民への背信であるというふうなことが書かれておりますことから、私どもの今考えております技術提案要請についてご説明をさせていただきたいというふうに思いました。今日資料を作って参りましたので説明をさせていただきたいのですが、1枚ものの資料にして県が行う工法提案要請の概要についてという資料を御覧いただきたいと思います。まず1番上にRD最終処分場問題に関する県の姿勢ということで、これは先程知事のご説明でもありましたように処分場からの周辺への生活環境保全上の支障をしっかりと取り除く安全な対策を、確実に、着実に実施し、RD問題を1日も早く解決する、これが滋賀県の基本的な考え方です。そのなかで1日も早く解決するということについては、これは具体的な対策工を速やかに講じていくという考え方をいたしております。

その中で先程の知事の説明の中にもありましたが、平成20年度予算で対策工の詳細設計、そしてもう1つは焼却炉ダイオキシン類の撤去を今年の2月定例県議会でお認めをいただきました。この対策工の詳細設計につきましては、平成20年度内に完了したいというふうに思っております。その中で詳細設計の発注につきましては、これは技術的に高度または専門的な技術を必要とする場合は、プロポーザル方式により契約する業者を選定するとあるんですが、基本的には大変難しい問題でございますのでそういう事業に対して実績のあるところですかノウハウを有する、そういうところをあらかじめ何社か選定をいたしまして、そして提案を受ける。提案を受けてから詳細設計に取りかかるというふうなプロポーザル方式そういうものを採用して

おります。詳細設計の契約期間は7ヶ月程度かかるわけですが、このプロポーザル方式を採用する場合はいろんな手続きがかかりまして、通常の入札をするというよりは少し時間がかかります。そこに書いありますけども、2ヶ月ぐらいはかかるなあということです。私ども既に技術提案の要請をいたしております、これは今ご説明させていただいたD案を前提に技術提案を要請いたしております。少し申し上げますと、鉛直社水壁、水処理施設、浸透水・地下水取水井戸および焼却炉洗浄などに係る詳細設計を行うにあたり、と書いてあるのでまだ行ってないのであります。行うにあたって、支障除去対策が最小の費用および期間で最大の効果が得られる対策工法、そういうものを技術提案してほしい。そして、対策工施工中の周辺環境の影響を最小にするための施工計画を技術提案してほしい。もう1つは対策工完了後の効果確認に係る技術提案をしてほしいということで当然でございますけれど、この技術提案を対象とした業者は全国の中でこういうところの実績があるところ、こういうもののノウハウがあるところそういうところを選定して選んでいます。

資料の裏を見ていただきたいんですが、これまでの経過と今後の予定という中で5月11日に栗東市の中央公民館で意見交換会を開催させていただきました。そのあと5月15日に私ども実施計画策定基本方針を公表させていただきました。これはD案を基本に作っていくという基本方針を示させていただきました。そのあと5月21日に技術提案要請というものを業者にしております。そして、6月11日の技術提案書の提出期限になっておりまして6月13日業者のヒアリングをする予定です。右側を見ていただきたいのですが、地元説明会は5月28日に入らせていただきまして今日が4自治会目です。そして、県議会の開会は6月24日から7月16日の予定になってます。そういうものをにらみながら私たちやっているのをみていただきたいのですが、6月13日に業者のヒアリングを行いまして6月の日は未定ですが契約審査委員会付議ということでここで業者を内定します。ところがこの業者内定をするわけですが、実際の契約事務というのは6月下旬から始める予定です。これは見積もりの依頼です。見積もりの依頼をさせていただいて7月上旬に見積書の提出期限として、そして7月中旬に見積書の応諾、これは県がこの見積書でわかりましたとお願いしますということの時期です。そして、7月下旬に契約書を締結しようという考え方です。ここで7月中旬に見積書応諾ということが書いてあることは、これは業者提案をしていただいても県がここで私どもがOKだという意志決定をすれば、それは債権債務の発生する契約につながります。しかし、ここで県が応諾しない限りは、これはまだまだ契約がされたものとはされません。そういうなかで地元説明会のご意見、それから県議会でのご意見を反映した上でこの応諾の時期を決めていくとそういう形をいたしておりますので決して私どもは議会を軽視し、そして、住民の皆様との対話を形式的なものにする考えは全くないということをここで説明させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

自治会長：そしたら皆さんの質疑に入る前に先日6月1日に皆さんに集まっていたいただきまして、対策工についての我々の考え方を要望書にして知事さんに渡そうということで皆さんに決議していただきました。それを読ませていただきます。コピーしたのがあ

りますのでお手持ちにありましたら見ていただきましてありがたいです。

(自治会からの要望書を知事に提出)

滋賀県知事嘉田由紀子様 2008年6月5日 RD安定型最終処分場対策工についての要望書 RD安定型最終処分場の対策工についてご尽力いただきありがとうございます。県の「RD最終処分場問題対策委員会」は、廃棄物(不適正処理された廃棄物及びそれにより汚染された土壌)の全量撤去を骨子とする[A-2]案を推奨案として答申いたしました。当自治会といたしましても、住民が恒久的に、安全で安心できる環境を最も担保できると思われる、[A-2]案を基本とした対策工を総意として支持します。今回の対策工においては、特に下記の項目については重要と認識しています。これらの項目の実現を希望し、要望いたします。記 一、焼却炉を解体撤去してください。二、許可容量を超過した、違法な廃棄物を撤去してください。三、安定型最終処分場の「廃止基準」を順守し、安全確保したうえで、処分場を廃止してください。四、廃止後は、跡地利用ができる安全で安心な環境にしてください。以上尚、今日まで、滋賀県知事へは多くの要望書や専門家の意見書等を提出させていただきました。これらもあわせ、更なるご検討のうえ、この地域が永代まで安全で安心できる環境になるようご判断していただくことを重ねて希望いたします。中浮気団地自治会自治会長

よろしく願いいたします。以上進めていただければ結構です。

管理監：説明した内容について、自由に御意見・ご質問をしてください。

住民A：今説明していただいたD案、今私たちが要望しているA2案であるが、A2案については「×」で示しており、ほとんど予算的にも法的にも無理だと言われている。A2案になる確率はどのくらいなのか。あくまで住民説明はポーズだけで一応終わりましたというシステムなのか、それとも要望はなるべく聞き入れるということなのか、反対にどれだけのものが聞き入れてもらえるのかを聞きたい。

知事：先ほどから説明しているA2案については「×」の項目が多いわけである。そういうなかでA2案を採用するとなるとこれは県議会、県民の皆さんにここまで予算を入れられるのか、あるいは時間をかけられるのかとういことがあるので大変困難であると理解している。そういうなかでD案をベースにしてプラスアルファ皆さんの要望をできるだけ反映したいと思っている。

住民A：4項目しかないのに。入る余地はあるのか。

知事：焼却炉の解体撤去、違法な廃棄物の撤去、安定型最終処分場の廃止基準の遵守、処分場の廃止、また跡地利用ができる安全な安心な環境の4項目ですね。これは本日いただいたところであるので、また皆さんのご意見を伺いまして・・・。

住民A：他の自治体からも出てないか。

知事：焼却炉の解体撤去は上向等から出ている、全体の安全安心については全てのところからいただいている。皆さんが特に永代まで安全で安心できる環境になるようにという要望は全ての自治会から、孫子の代まで皆さんお住まいになるわけであるから要望をいただいている。

住民A：この4項目は考慮に入る余地があるのかないのか。今は否定した取られ方をしているが、どこの自治会もこのようなものを出している。それまでのそういう話はわかったというのか、それとも今受け取ったので後日改めて返事するという御座成りの方法なのか。今まで御座成りに来たからこういうことになってきている。

知事：過去おざなりであったところがあったとしたら、県の責任者として謝らせていただきます。最初に申し上げたとおり特に平成11年以降も問題が出ていてもなかなかきちんと対応できなかったところで、私の就任以降全力を尽くしてやってきた。ただ今いただいた項目について、他の7つの自治会の意見を伺ってから、返事をさせてもらう時には責任を持って参りたいと思ってるので、この場ですぐにできないということは少し預らせていただきたい。

自治会長：関連の質問で、1番の焼却炉の解体撤去は今日始まったわけではなく、ずっと何年も何年も続いている。何年も何年もお願いして、特に上砥山の近辺の人が何とかしてくれと言い続けている。我々も被害にあっている。後で気が付いたことであるが、さすが、脂ぎったニスというか、どんどんどんきて車、洗濯物、ベランダが汚れたという経過がある。あれをなんとかしてほしい。あれを中だけ掃除して、安全になりましたと言っても残ったままでは安心でいられるのか。知事は特に安全安心ということを常に言われている。前任の知事からも引き継ぎで聞いている部分もある。我々もずっとお願いしている。それは掃除をしたら安全になったと宣言できるかもしれないが、ずっと心配する。それをもう少し明確に。長い長い歴史がある。今から検討しますでは、じゃ何をしてたのということになる。ここで明言してほしい。いろんな問題があるとは思いますがお願いします。

部長：今知事が方針を申し上げたので、制度的に申し上げる。焼却炉の問題はダイオキシンがあるのでどうするかなので、今のところは先ほど説明した予算なんかもダイオキシンが除ければいいということだが、今自治会長さんがおっしゃったとおり倒壊のおそれだとか老朽化してると。現時点では議会には除去というレベルにしか出してないので今はっきりと明言はできないが、何が何でも焼却炉そのものの撤去まで検討しないというわけではないので、これはここで知事が申し上げたとおり予算もつけてないから方針としてはダイオキシンを除くだけで不十分であれば次の段階のことも検討しようというふうには思っているのだから聞き入れる余地はあるだろうと考えている。他も全部駄目というよりもむしろかなりの部分を聞き入れる余地があるという気がする。元々安定型処分場であるからこれは日にちとか科学的にわからないという意味ではな

く、やはりどの処分場でも厳密に何年というのはわからないが、当然これは基準を満たせば廃止できるという方向で考えている。先程説明した中でD案のなかにB2案というのが入れてないというの、B2案は原位置浄化ではあるが、雨水を入れないから浄化の速度がとても遅い。これは廃止するにはかなり遠いので取ってないということから、私たちはB1案を入れたD案を考えているというのはできるだけ早く廃止へ持っていかうということ。もう一つ有害廃棄物の除去を考えている。これについても冬にやった調査である程度掴んでいるし、それでもう1段の除去をしようと考えている。ただその考え方は、物に着目というよりは早く安定化させ、早く廃止ができるよということから物を取り除こうと思っている。そういう意味では、「2」も違法な廃棄物を撤去してくださいという全般的なことには答えられないかもわからないが、それ相応の必要な物は取り除こうと思っている。ただ、いつも議論が出ているが、あそこの場合最終的に追認した約40万m³になっている。ただ今回調べたら72万少しある。その差に着目して、差だけを問題だから取り除くかと言われると、その中の問題になる物質は取り除くが。県民の皆様からみると当然であってスピードオーバーしたらそれは30キロオーバーということではあるのだが、先程から言っている代執行でやるというのは最終的には県民のお金を使ってやるので県の考え方は異論があるかもしれないが、30だから除くというのではなく支障の除去の観点から必要な物については除こうということなので、「2」に関しては少し考え方の違いがあるので全て満たされないかもしれない。「3」は、基準がクリアした段階で廃棄物処分場は廃止したいと制度的に考えている。跡地利用については現時点ではあそこの問題を解決ということなので問題が解決すればどういう形かは別としてこういうことも視野に入ってくると思うが、現時点で措置命令、代執行、それから対策工というなかでは県議会でもはっきり申し上げてるとおり跡地利用の議論については今のところ逃げてるといことではなく視野には入ってないというかなあと思う。今ご質問いただいた4項目については、現時点で制度的にはそういうことかなと判断している。

自治会長：焼却炉の件なのだが、今の段階でA2の提案は全体解体撤去で、こっちの方は洗浄するという。今日の段階では、そういうことであれば我々はD案は受けられないということしか言いようがない。あくまでも解体を望んでいる。これは長い間望んでいる。解体となっはじめてD案に関しても1つあるのかなという考えになる。今の時点ではそういう説明があっても、もう説明は結構というか説明は聞きました。解体するということになって初めてD案が我々も視野に入ってくるかなという思いはある。現在は拒否する。

住民B：先程知事はA2案は「×」が多すぎるから駄目と言われたが、2番の効果的合理的経済的。これ全部どけるのだから効果的で合理的である。経済的な面については、部長が対策委員会の中でお金のことは心配しないでくださいと言うてたからこれは「」である。それから周辺影響はなんぼでもかまわない。全部どけてください。それでまた「」が1つ増える。そうすると「」が一番多いのはA2案になると思うがどうか。

部長：お金のことは心配しないでくださいと決して申し上げたのではなく、まず安全を確保するための対策工、安全を確保するためには何から議論していただくかという生活環境保全上とそのおそれを特定していただきたい。その支障の除去を達成するためにどういう対策工が必要だと議論していただきたいという主旨で申し上げたわけで、お金のことは心配ないとは言っていない。もう1つは委員が何億出せるのか早く言ってくれとおっしゃったので、私その時言ったと思うが、そのときはまだ確定してなかったが、ある程度公表していた情報で県の財政構造改革プログラムで議論している。現時点で言えば平成20年度に約400億円を越える財源不足が生じる。3年間では最終的に一番最悪で450億円460億円レベルの財源不足が生じるという状況で今検討している。ただ対策工にいくら出せるのかということをお求められたので、これは今制度上予算がどれだけ出るということは申し上げられないので、予算を前提にした議論というよりは安全に向けての対策工の議論をしていただきたいという主旨で申し上げた。

住民B：そのときよそから取ってこなければ仕方ないという発言があったが。

部長：取ってこなければ仕方ないということではなく、もしかどうしても安全のために必要であれば、これは県として財源調達の工夫をするということをお申し上げた。それは当然である。どうしても必要であればこれをやりくりしたり国の制度を使うとかいろんな調達方法をしなければいけない。

住民B：我々はどうしても必要である。あの処分場の全量撤去は。

部長：だからそれはご意見とご議論である。焼却炉を解体撤去の約束をしなければ始まらないということであるが、支障の除去という観点から本当に焼却炉そのものを除去した方がよいのであれば十分検討することであるが、今ここで努力目標という設定で駄目だというのであれば仕方がないが、全く突っぱねるというものではなく十分速やかに判断したいと考えている。

住民B：その判断はいつ頃できるのか。

部長：詳細設計に入る前には判断したいと思っている。今年度から来年度にかけてあそこのダイオキシンについては対策工をしようということになっているので中途半端にするよりは、ただ方法上まず飛散するので先に除去した上で解体になると思う。ですからセットで視野に入れないと駄目であるかは今年度着手するまでには十分判断したいと思っている。場合によっては議会に説明をしてからやりたい。ただ制度的に今、日にちとかはこの場で申し上げられないので、その方向で検討したい。

住民B：技術提案は、どういう内容で入っているのか。業者名はわかるか。

部長：まだ全然業者はわからない。決めていないから。県の入札制度からするとまだ公表できない。

住民 B：そしたら信用できる業者かどうかは県に任せろということか。

部長：これは恣意的に選ぶのではなく基本的に県の入札名簿に応札している業者である。それと技術者要件がある。ですから恣意的には全く選んでいない。通常の工事発注と同じように県の入札の名簿の公のリストの中に載っていて、そして環境分野のこういう技術を持っている。あと施工実績も全部拾い上げられるからこういうものの施工実績がある業者の中から選んでいる。これを教えろというなら他の入札土木工事名簿を今の段階で教えろとおっしゃると全く一緒であるが、これは絶対申し上げられないことである。担当の職員は知っているが、一般の職員は知らない情報である。

住民 B：今まで実績があるとかないとかいうから。30年前に壁工法なんかはなかっただろう。あれは柱である。

井口：実績というのは、・・・。

住民 B：設計の実績である。工事の実績と違う。

部長：建物建てる時にまず設計図面の設計者を委託する。それとあと工事をする人を契約する。現段階では調査設計部分の専門業者を選定しようとしている。

住民 B：先程今まで施工した実績があると言っていたから。

部長：施工というのはこういうものがあると。

住民 B：特措法の処分場でもしたといろいろ言っていたから。30年前からというたら誤解するから。30年前に壁工法はなかった。

井口：土とセメントを混ぜる工法は30年である。

住民 B：柱ですやろ。

井口：柱です。柱で同じように柱を連ねて壁にする工法である。

住民 B：あれは土を固めてその中に入れていく工法であるのではないか。柱は。

井口：一緒である。スクリュウみたいなものが付いててかき混ぜるようなやり方である。

住民 B：カッターで切っていくだけですよね。周りの土を圧縮とか一切しないわけですよね。

井口：圧縮にはならない。

住民 B：柱工法は土を圧縮するわね。それでセメント入れて作っていくのが、昔のソイルセメントの柱工法である。

井口：そういうことであれば、今の工法でも圧縮の力をかけながらやることになるが。

住民 B：チェンソーで切ってどうやって圧縮させるのか。

井口：中のものが周りよりも重いようなものを入れてやる。ぎゅっと押さえながらやるものではない。先程から言ってます S MW工法というのだが、あれでもぎゅっと押してではない。あと柱でいろんな工法がありまして、なかには押さえながらやるものもある。

住民 B：それやと多少強度も違うと思うが、チェンソーで切ったのでは強度的にものすごく弱いと思うが。

井口：通常のコクリートに比べると確かに弱いけど、今回大事なのはいかに水を通さないかということであるので、それと強度も 0 ではない程度なのである程度の強度を持たせるということなので今考えている工法でいけると考えている。

住民 B：新しい工法やから耐用年数とか一切わからないですよ。

井口：15 年は経ってるので 15 年はいける。また、工法は違うが同じように土とセメントを混ぜるやつでは 30 年前のデータもあるので。

住民 B：30 年前のデータは全然使い物にならない。

井口：30 年前から現在まで調べたデータがあるので。

住民 B：強度はわかるかもしれないが、水がどう通るかというのはわからないはずだ。

井口：止水性に着目してのデータはない。ひびいたことはあるかもわからないが。コンクリートと同等であるので、コンクリートでもひび割れが絶対がないということはないので、もしひび割れがいった場合は対応が可能と考えてるのでいける。

住民 B：たかだか 15 年の実績しかないものを、D 案でいくとおそらく 50 年 100 年か

かと思う。それまでどうやってもつという根拠があるのか。

井口：コンクリートと同等と考えられるのでコンクリートなら50年はもつということであるので。

住民B：コンクリートとは違う。ソイルセメントとは強度も何もかも違う。

井口：強度は違うが、同じセメントを使ってやるので。専門機関の調査結果とか。

住民B：それはたかだか15年のことだから。

井口：今考えているチェーンソウカッタ - のものはそうであるが、ソイルセメント自体は30年ぐらいは。

住民B：50年後に崩壊したらどう責任をとるつもりなのか。

井口：崩壊するかもわからないが、もし支障が出るようであれば再施工するとか修復するとかをする。

住民B：だいたいこういう問題が起こった時に知事は謝罪したが担当職員が謝罪したことは聞いたことはないし、責任取るという話を聞いたこともない。こんだけの問題を起こして。そういうところをどう思っているのか。当初係わった さん、硫化水素が出たとき。その人がまだ同じ関連の仕事をしていること自体が不思議でならない。あれだけごまかした人が。そういうことがあるから何を持ってきてもらっても信用しにくい。 さんがデータをごまかした。検査方法を無茶苦茶にしたのは。 さんが始めたのだから。ドラム缶出るまで優良業者、優良業者言うて。ドラム缶出てから全くそのようなこと言わなくなったが、それまでそんなことを言っていた。

室長：だから さん認識が甘いという。

住民B：だから認識が甘かったのなら誰か責任を取るとかなりせなあかんやろ。知事が謝っても知事は最近なったばかりやから。でーんとやってきた廃棄物対策課は何も考えていなかったことになる。反省も何もない。

部長：もう一度正確にお聞きしたい。 という職員が今問題有りというのは今初めて聞いたが前から言われていたか。前の 主席参事のことか。

住民B：最初に資料の分析をしたときに有機物をとばしてしまってデータをごまかした。それは県も認めた。

部長：それは認めたが、それは　　の責任があったのか。

住民：そのときの責任者は　　であった。上田さんは全然違う。

部長：　　がその責任だというふうに言うのか。

住民B：責任とは言わないが。その人がいまだに廃棄物行政に携わっている。

部長：携わってはいない。全然ではないが、振興局にいますから関連はあるがメインの仕事は違う。今名前を挙げた職員が責任があるというふうに。

住民B：下の名前は何か。

部長：重要であるから、必要であれば私のところできちっと対処する。個人がそれだったら。みんなの前で言っているのなら。

住民B：　　個人がしたのではない。責任者であったわけだから。

部長：そのときの責任者？

住民B：現場で応じた人だから。

部長：現場の責任者なのか、R D処分場対策の責任者だったのか。

住民B：対策の責任者でなかったらそこにいないだろう。硫化水素出たときに。

室長：封緘してしもたという・・・。

住民B：してしもたやない。ちゃんとしろと言っている。渡している。

室長：それについては経過もあるように聞いている。議会でお詫びしている部分もあると思う。そのときによく調べなければならぬが、本当にそういう悪意を持ってやったとかいうことであれば当然県としても処分していると思うが。

住民B：悪意がなかったとそっちは思わなくてもこっちは思う。

室長：それは議会でも謝っている。それは当然その中で悪意があったのか、初めてのことで知らなかったのかそこらへんは検証している。

部長：議会でもあるし、行政検証のときに載ってなかったが漏れていたのか。

室長：それは出てたと思う。

部長：あれはホームページで公開されてるよね。行政検証委員会にでてるか。・・・。

住民 B：名前はでていない。

部長：もちろん名前は出ていないが、それに該当することはきちっと匿名で。

住民 B：確かあるはずだ。

室長：ここでヒアリングがありましたね。

住民 B：上田さんも検証委員会をずっと聞いていた。

室長：私は住民さんのヒアリングは聞いていない。この工技センターでだれか出てもらっていると思うが、そこでそういう話があったとも聞いている。

住民 B：それも全部出ている。うちが出しているから。

室長：だからそれは検証委員会で見えてくれていると思うが。そのなかで さんが懲戒処分の対象というのは今初めて聞いた。

住民 B：懲戒処分しろとは言っていない。職員全員がやっぱり今まで足りないと思ってないからこういうD案みたいのが出てくると思う。もっと住民のことがわかって真摯にものを考えればD案なんか出てくるはずがない。周辺自治会全部が全量撤去でだしてやるわけだから。

室長：しかし さんがおっしゃった効果的で合理的な対応策というのはA 2案だとおっしゃったわけですね。それは対応方針のなかでも示させてもらったとおり、生活環境の支障を取り除くための効果的で合理的な対策であるから。

住民 B：それも全部含まれる。全量撤去したらそれは全部含まれる。

室長：そういうなかで議論していただいたわけであるから、支障を取り除くのに一番効果的なものは何かということなので。

住民 B：だいたい我々からすると処分場自体が支障がある。あんな近くでガスがでて、いっぱい有害物が出て処分場自体が支障になっている。そういう認識が足りない。そういう認識が少しでもあればD案なんてでてくるはずがない。周辺自治会全部がA 2案

でしてほしいと出している。対応方針で住民の合意と納得が得られるようにしてことにあると、大原則にすると。はじめからこれが崩れている。周辺自治会全部がA2案でしてほしいという要望書を何回も出している。

部長：先程会長さんは焼却炉の解体撤去が約束されないと話し合いが進まないとおっしゃった。現時点ではしらすとまでは断言できないが積極的に考えていって決議を踏みたいと思っているがそれがあある程度きちとお示しできればD案の議論もしていただけるということなのか。

自治会長：D案について1つ1つ話をつぶしていくことはできる。それは大前提である。今回話し合う問題ではない。この話し合いの前にそれをきちと対処していたら住民と県の話はもっとスムーズにいけたと思う。まだこの前の段階のことをここでやらなあかんのかというのが情けない。

住民 B：焼却炉の解体撤去を住民から要望出さなくても県が進んで住民に言われる前にするのが普通である。あれだけ壊れかけたものを。それは要望出したから考えるということだろ。県が進んでどけるということは聞いたことがない。住民が要望出さない限り何もしないのだから。

部長：退けますというのは元々措置命令でいけるのであれば別だが、代執行なので、ご意見あると思うが、必要最小限という考え方がなっているからこのようになっている。業者にやらせるのであったらもう少し違ってくると思うが、代執行で税金を使うということであるから、地域からはご不満だと思うが、みんなの金だからはいはいというわけにはいかない。安全は確保するけど最低限のところの考え方があるのでこうなっている。今回は代執行を前提にしているから。

自治会長：大いに期待して良いか。

知事：今部長も申しあげたとおり、焼却炉の解体撤去が皆さんにとってとってもシンボルとして大事だと。実態としてもダイオキシンという問題と併せて目の前から消してくれと言われる思いの強さというのは改めて受け止めさせていただいているので、そのことを100%確証は、今予算の問題とか次の段階などあるが、そのことを受けさせていただくとしたら次のどういう議論が可能ですか。せっかくの機会ですので皆様からプラスアルファのご意見を伺いたいがどうでしょうか。

住民 C：先程説明していただいた素朴な質問であるが、説明聞いていると私たちが子供のときにポンプで地下水を汲んだときになくさいなと、漉そうかということで炭入れたり砂入れたりしてきれいな水をつくったが、そういうイメージが出てきた。それを大きくした考え方ですね。今度の場合ドラム缶が入っている。そういう容器に入っているのがきれいになるのかなという素朴な疑問を持つ。ドラム缶であれば錆びて穴開

いて出てくることがある。プラスチック容器や注射器もあるのだろうといろいろ聞いている。積極的にするのであれば溶媒とかしたみずを流さないとあかんのと違うかと思う。どうなのか。

室長：ドラム缶ですが、R D処分場からは1千本、3千本、最近では1万本入っているというふうなお話もでていいる。元従業員の証言集というのを住民団体の方が出されている。それも私たち繰り返し見させていただいた。約90人の元従業員に対しまして照会をさせていただいた。お答えはそんなにいただけなかったが、現場でお会いした方もいいる。過去のR D処分場の航空写真でどういうことをしていたかなど。それと埋立関係の許可処理が残っているののでどういう形で埋立していたかということを経合的に考て、昨年度途中で中断したが掘削調査を行った。そのなかでドラム缶を見つけたかった。ドラム缶を見つけるということで、証言もあってここにドラム缶を埋めたという陳述書もあったし、私たち直接聞いたこともあったし、ドラム缶を探したが最終的には合計240本のドラム缶を見つけることができた。240本が多いのか、もしくは3千本とか言うてるより少ないではないかという評価をされるか難しいが、私どもが聞いた話限りの話については反映したつもりである。ただ1点、5mまでしか掘っていない。なぜ5mまでしか掘っていないかというと、証言を聞いて、埋め立てた時期を推定している。というのは、先程出ました医療系の廃棄物がいつくらいのものか、それと新聞がでてきた。新聞からいうと今回掘削調査したところはいつころ埋めたのかなという推定をしている。その推定から言って5m掘れば十分かなと思っていいる。もう1つは改善命令を平成13年にだして、それ以降約10万トンの廃棄物を動かしている。北尾団地側の方である。その中からは集中してドラム缶は出てきていない。

住民C：出てきてないから良いのだという考え方とまだ多くあると。

室長：私ども証言を聞き調べたなかで掘ってみた。その中でこれで全部なのか。全部でないのか。そこら辺のところは調べる必要があると思うが、聞いた話のなかでは全部掘ったなという思いがある。まだ心配しておられる方がいいると思うのでそれをどういいうふうにするのかは検討したいと思っていいる。

住民C：なんぼか見つかったのはどれだけか。

室長：240本です。

住民C：240本であとまだ240本あるのか千本あるのかわからないのですね。それを雨水をしゃーっとやって、漉すって。ポンプでとるいいうのができるのかなといいうのがわからない。

住民B：我々合対がだした証言のなかでは焼却と周辺に地下20mに大量に埋めたといいう

証言がある。それを全然聞いていないという顔をして言うているが。

部長：質問の主旨は漉すという作業で良いのかどうかですね。

住民C：一般常識からみたらドラム缶に入っているやつをろ過したらきれいになるというふうには理解しないと思う。

部長：問題は地下水汚染である。ダイオキシンだとかシスとか出ているが、なぜ出ているかということ、上流の地下水は汚染されていないが、雨が降って廃棄物をとって雨水によって溶け出している部分が出ているわけである。それを解決しようという狙いである。溶剤であれば全然別のものまで出てくる、普通に土中にあるものまで溶けて、ですから・・・。

住民C：それは積極的にきれいにするという意味合いで例として言うてるだけのことである。

部長：ですから雨水によってあそこにある溶け出す物質が下流に溶け出すのが今問題であるので、それによって溶け出すものについては集めて浄化する。これは一番一般的な方法である。ですから全てを洗い流すというよりは雨水によって浸透して地下水へ至る物質については除去しようという考え方である。

住民C：私は漠然ときれいにできるのかなという話である。

部長：徐々に時間をかけてやるというやり方は一番こういう場合については一般的な方法の1つである。全部取るか雨水浄化というやり方がある。だから水処理施設が、1回も動きませんでした。あれも命じたのはそういう考え方で一番一般的なやり方をしようとしたわけである。

住民C：だからそれでちょっときれいになったところからドラム缶が錆びて腐ってまた第2次的に流れてきたら。

部長：それはあり得ますが、今回見た出てきたドラム缶は全部つぶされてました。錆びるというよりは。

住民C：容器に入っているやつは漉すといっても難しいと思う。

部長：容器に入っているのはむずかしい。

住民C：何が何でも金かけて全部どけたらすっきりする。それできれいになって安心して大丈夫となれば考えも変わるかもしれない。

部長：常に監視をして、硫化水素ガスについてはかなり減っているし、地下水についてはまだ安定化していないので今の積極的に雨水によって浄化をして吸い上げて安定化を早めよう。ただおっしゃるように今可能な範囲では先にその場所を取った方が早いから。

住民C：雨降るの待ってるというのは月に何日雨降るのか。それはちょっとやるのであれば積極的に水を出さな。

部長：雨水と地下水と両方あるが。

住民C：本当にきれいにしようとするなら雨降る日を待ってるというのはのんびりしたことになると思う。

部長：ただ問題は下流の地下水汚染が止まるかどうかというのが。確かにおっしゃるとおりそこにあるものを除去してほしいという考え方は当然あり得る考え方であるが。

住民C：私除去する話は1つもしていない。きれいになるのかなあという素朴な疑問である。

部長：一応計算上というか現在の技術上ではそういうことによって今最大でモニタリングを30年と想定している。30年で安定するだろうと考えている。

住民C：その安定するだろうというのは、ドラム缶がきちっと錆びずにおる間。そこから30年経ってボロボロになった。そこから第2弾が始まるのではないか。

部長：そうなるとずっと水をあげていくということは続けないといけない。メンテナンスですね。今回下水道に浄化した上で下水道基準を満たした水は下水道に流そうと思っているから、ある程度長期的なことも考えた上で。計算上は30年と思っているが、必要であれば長期にわたってやる。

住民C：30年間ポンプ回し続けるということか。

部長：そういう考え方である。

知事：ただできるだけその期間を短くして環境基準をクリアーする条件である。

住民C：過去に実例があるとおっしゃっていたが、ドラム缶がどうのこうのという実例はないでしょう。容器に入っているものという。ただ土壌の中に染み込んでるということであれば過していけばいいと思うが。そういうことを考えていくとはっきりもう

退けてほしいということになる。

住民 B：これが今部長が一番多い工法と言うが違う。もっと早い時期に対応すれば豊島とか青森・岩手みたいに全量撤去できた。

住民 C：過去の話しても時間なんぼあっても足りないから現在のところを言っている。

住民 B：みんなそう思うからな。

室長：先程の　　さんが20mという証言は確かにある。

住民 B：実際には23mである。

室長：私が押さえているのは県が監査が来るから大量にあったドラム缶を運べるものは国際情報高校の方へ持って行った。運べないものは潰して30mのところに埋めたというところがある。30m掘ろうとすると平成16年の時に改善命令で大きな掘削をさせた。あれに3ヶ月ほどかかっている。そのなかで県が監査来るから3ヶ月もかけてドラム缶を掘らないだろう。それと同時に町道側を30mほど掘ったと書いていた。町道側は5mで全部掘りきりましたので、おそらくこの方は30mを5mと勘違いされておられるのではないかということふうなことで、私が押さえている証言はそういう解釈をしている。それで今おっしゃったところは、また違うものであればまた教えていただければ結構です。今押さえているところと違うところであれば教えていただいて実施計画の中でまた考えていきたいと思う。

住民 B：ただこうやって言うてるが、我々はちゃんと文に書いてるやつを県に出している。証言集として。しかし、県が調べたというやつを情報公開で取ると真っ黒でなんにもない。それでこういう証言がありましたから掘りました。それをどう証明するのか。

室長：それは　　さんが今おっしゃるのは、県が調べて本当はここやのに黙って掘らないと言う意味でおっしゃっているのか。

部長：これからまだ手続きをしようと思っているからである。措置命令をかけて責任追及をしようと思っているので、これに関わる情報が入っているのもまだ今ところは示させていただけない。

住民 B：全部真っ黒だ。タイトルしかでていない。あれが情報公開とはどこやね。

室長：証言のなかった人を出すとかが出さないとかということではなくして、私ども証言者を守りたいわけである。実は今日も広告をしたのだが、もう既に措置命令を発しました。そして覚知的な人についてはその措置命令を告示しまして、もし、そういう人が

わかったら私たち代執行の経費を求償していこうとしている。そういうことに関して有力な情報をいただいた方の情報を出すことはまた今後のこともありますし、また、その人を保護する意味からもこれは出せないということで私ども判断している。その判断は滋賀県の情報公開条例に基づく判断である。情報公開条例に基づく判断につきましては、不服申し立てができる。不服申し立てをしていただいでそのなかで情報公開の審査会があるのでその審査会の中の判断に委ねていくということである。既に実は不服申し立てを受けている。それは私どもの考え住民さんの考えそれについて第三者である情報公開審査会の中の審査で答えが出てくるとそういう形になっている。

住民B：これが1, 2ヶ月もかかる。

室長：それが情報公開条例というなかで私たち守らなければならない立場であるので。

部長：いずれにしても秘密にしたいとやっていることではなく、先般月末にRD社と経営者には措置命令を発している。今回広告して関係する人に全てに網をかけている。ですから今回の代執行の経費を請求しようというのと、もう1つは責任追及しようと思っている。いろんな情報をもっているが少しでも地域の人から見るとわかると特定されるので今回RDに関して県が持っている情報はそういう主旨からいろいろ御異論あるかもしれないが本人の保全のため、あるいはこちらが責任追及するため両方で今のところは公開していない。普通だったら信用してもらわないと駄目なのだが、過去からいろいろ信頼していただけない関係になっているから致し方ないが、そこは当面ご信用していただいで1件終わったら歴史的な書類として公開されると思う。現時点では制度を動かしていきここに近々にこういうことをやっている段階でそれを公開せよといわれてどちらが本当に地域のためになるのかあるいは関係者のためになるのか、そこはまた冷静にご判断いただければありがたいと思う。

住民D：なんか情けなくなってきた。当初から、一番最初から関わってきているが、今の県の説明を聞いても、むなしくなってくるっていうか、ため息が出るっていうか、ちっとも進んでないっていうか、何も言葉に出なくなってきた、ほんとむなしくなってきた。

知事：ちっとも進んでないというのは

住民D：進んでないです。昔と同じ説明をしている。

知事：私どもは、ともかく今ある状態よりも、よくしたい。地下水の浄化、ダイオキシンの汚染の除去とか全力で除去したいと思っている。

住民D：知事はそうだと思うが、もちろん知事はそうだと思うが、私が見させてもらって、最初からD案と決めてかかっている。そのようにしか受け取れない。説明を聞いてみると。全く住民の長い間、10年くらいかけて訴えてきたことをちっとも考慮に入れて

いない。D 案を頭から決めてかかっているのではないかというのが、最初に説明のあった、この紙の裏の内容ですが、単純に一家の主婦として何かを計画した時に、どちらにしようかとしたとき、どちらとも考える。考えたといっているが、もう説明が既にD 案になっているという感覚に陥ってしまっている。どうして最初に、2 つをもって住民説明会に来なかったのか。それで煮詰めて近隣の人話を聞いて、そのうえで、これの方がいいですよって決めて、こういったことになるならいいが、もうこういう計画がちゃんと出来上がっているってことにびっくりしている。私個人の感想だが、こういうことがなぜ計画できるのか。未だ決まってないのに。どうして、こう6 月の何日、何日って計画ができるのか。私らは、もちろん さんを始め、 さん代表にして話し合いをしてきたが、D 案ということに関して、ちょっとびっくりしている。もう住民の10年間の思いは、どこにいつてしまったんだと。最初の県の人とのやりとりもため息が出るくらい長くやってきた。今の説明からしても、5 mからのサンプルからのサンプリングと聞いて、それもショックであるし、住民に影響がない、住んでる近くの人に影響がないというよりも、私個人としては、地下水汚染を防いでほしいというのが一番の大きなことである。においがするのはもう10年間我慢してきた。10年間以上我慢してきた。10年間我慢してきて、A 案の10何年間で長期にわたるといって、それなら10何年また我慢します。個人的にはですが。皆さんはどう思っているか知らないが。とにかく何十年ということをおかないでほしい。ずっと安心して栗東市でなく近畿圏が、琵琶湖の水を利用している近畿の人たちが安心して住めるように滋賀県はする義務があるのではないかと。近隣の住民の安全は基よりであるが、地下水汚染が一番怖い。地下水汚染が怖いから、全量撤去してほしいと願っている。自分たちの生活を守るためというが、最終的には水を守ってほしい。その一点に私自身の考えはつきる。逆に私たち側からしたら経済的なことも、どんな私たち分からないこといろんな事情があると思うが、なんか私も聞いていて、むなしくなっていて、笑えてきて涙が出そうになってきている。申し訳ない。決して県の人を馬鹿にしているわけでない。この10年間のいろんな県とのやりとりで思ったことが今また思い出されてきて、なんか情けなくなってきた。必死でみんなやってきた。ここの住民みんな。ほんとに必死でやってきた。みんな夜中までかけてコピーをして、栗東中にそれをみんなで手分けして配布し、必死で訴えてきた。県にも。それみんな協力してやってきた。なんかほんとに住民気持ち横に置いておかれている感じがずっとしている。ちょっと感情的になっていますが。

住民E：いいですか。今の補足しますが、中野といますが、住民は確信を持っている。あそこの土は絶対に汚染されているということが、土が汚染されているということは、雨水で地下水も汚染されているということも、住民はみんな硫化水素が出たときに、何十人もあそこに入っている。現場で医療廃棄物をどっさり見つけている。注射針やら、その現物もここにまだある。そういうものが確信を持っている。しかもドラム缶はコンボで潰して、一回並べて。さっきは潰されてたといっていたが、そんなものはっきりと証言も当初から信用して、潰されていると分かっている。こちらの町道側にも潰されたドラム缶見つけている、最初から。これは、絶対土は汚染されている。地

下水は汚染されているのは近いとみんな分かっている。住民は確信を持ってやっている。だから最初から全量撤去ということをお早く言っている。写真も全部栗東中にまいて。しかも5月11日にもう何回も出したなかで、産廃の合同対策委員会が住民の代表として、これ出している。その後でこれ15日に実施計画D案だけを説明している。この辺がそもそも間違っている。業者にこういう説明をするなら、D案とA案の2つの案、少なくとも。他にあるが、2つでいくなら両方をもって説明をしていかないと。県がD案で決めているとはっきりみんなに公表しているようなもので、ほんとに住民の意見を取り入れたということにならない。我々はほんとに栗東市だけでなく、琵琶湖の水も汚染されてしまうかも分からない。もうされていると思う。あそこの水、どんどん流れているから。もう何十年前から茶色い水がドットドット下に流れている、川を伝って。だから早くやってほしいのはもちろんだが、今まで待ったんだから完全にやってほしい。だから全量撤去ということをお言っている。

自治会長：他の方意見ございませんか。大分夜も更けてきてますので。私質問したい。D案なんですが、A案のことをいろいろ尋ねたかったが、D案、B-1をベースにしているD案、これ工期、トータル、ランニングコストすべてに というのが付いているが、これ見ると有害物の除去については今後つめるというようになっているが、D案というのはB案にプラス有害物を除去するというものですね。D案の根幹は有害物を除去するというところにある。そうですね。

部長：除去というか、地下水の汚染とか、硫化水素ガス、ダイオキシンの外への影響を止めるというところに主幹がある。

自治会長：いえいえ、私が聞いている、A案というのは全量撤去、我々が推奨しての、全部を掘削して半分ほど出してください。有害物があるから。D案でいうのは、B-1に、要するに遮水壁をしてB案終わりますね。くみ上げしたりして。そのなかでもそのままで封じ込め、我々にすれば放置されるというのは困るからということでこれを提案された先生がいましたね。それで有害物を撤去しましょう。この有害物、ここにも書いていますが、有害物掘削除去と書いてますね。プラス有害物除去。これは除去するというのは中の有害なものを出してもらえると解釈しているがそうでないのか。

部長：もちろんそうです。ただ、そうですが、それは、安定化を促進するという観点からの除去で、そのものがどう影響するかを見極めることによって、有害物というか、そのところはちょっと説明を。

室長：対策委員会の中で報告されたD案のところを読ませてもらうと、「処分場には大量のドラム缶や集中した木くずの埋立など違法な埋立が明らかになっている。このような埋立物を処分場の早期安定化を図る視点から効果的に除去していく必要がある。」ということが書かれている。そのなかで、有害物をどけるということになると、早期安定化を図る視点から除去しようという考え方のものである。それで有害物除去のというこ

となかで、掘削調査を昨年度、今年ですがさせていただき、そこでドラム缶とかそのようなものを出しましょうということで掘削調査したところ、先ほどいいましたが240本という結果であり、

住民A：有害物はどこまで含むわけ？。

自治会長：有害物を出すんじゃなくて、他の方法をやるということか。

部長：有害物を出すんです。ですから、今地下水が汚染されてます。これは何かものがあるから浸透水として

自治会長：原因物があるということですね。それを出すということですね。

部長：そうです。一つは、先ほど言われた、ベースは雨水の浄化であるが、それで待っているよりは、特定できる塊があったり、物があるのであれば、それを先に元を取ってやればいい、早くなると。ですから20年かかると思ったものが、そこを除けばそのものの新たな発生がないので、途中にあるものは未だまわるので、20年が10年になるというような形で必要なものを除去しようという考え方である。A2というの、途中にあるものまで全部どけましょうと。例えば処分場の真ん中であって、今順番に浸透水として動いている。すべてを除去しようというのがそうであるが、一方は雨水浄化に委ねるが、どんどんまだ溶け出していくようなものがあれば、特定できるものは速やかに先に除去すれば、いわゆる安定化、地下水が問題なくなる期間が半減できるとか三分の一になるという観点からこれを除去しようという考え方である。

自治会長：A案を、我々言っているA2案も除去しましょう。D案も除去しましょう。ものは一緒ですよ。

部長：同じなんですけども、A案というのにはものに着眼というか、ものが問題だからそのもの全部を除去しましょうと。ただ、もともとA2案というの、A1案というか、A案というのがありすべて除去しようというのがベースである。ただ、それをするとなんか動かす土量が72万立米になると大量に動かさなければならない。そうすると使える土はどれだけあるか分からないが、使える土は戻しましょうというのがA2案として変形が出てきている。ただこれは、A案のAの0案と一緒に廃棄物と土砂が混合しているものは分けるの大変だから除去しようというのが私たちの考えた案である。ただ、安くできる、工期が少し短くできるだろうと、トラックの台数が減るから、というので出てきたのがA2案で、いずれにしても、ものに着眼点を置いて除去しようというのがA案です。

自治会長：ものというのは水に出ている、浸透水や地下水に汚染されている原因物、汚染原因物を除去しようということですよ。

部長：基本的にはそういうことです。

自治会長：ところがなかなか一緒になっていて大変だから、とにかく半分は出しましょうと、その範囲内で完全に下を掘削することによって下も補修することもできるし、いろんなこともできる。半分戻したら何とか落ち着くだろうという解釈。私が聞いているのはD案なんです。D案も同じく有害物、原因物を除去していただけるわけですね。間違いはないですね。

部長：そうですね。

自治会長：その除去するどれだけ、どの程度除去するのか。アルファ、アルファ、アルファでさっぱり分からない。比較のしようもない。

部長：ですから、スポット的に除去なのでこれが今回調査をもう一回して設計をしてどこを除去するかというのがあるので除去の量だとか経費が出せないのもアルファという形で書いてある。

自治会長：しかし、知事が検討してD案だということをきっぱりこれを基本にしてやるんだということですね。肝心要のD案で一番肝心なのはここなんです。有害物の撤去なんです。有害物はどういうものを特定されているのか。定義。

部長：定義は、基本的にさっき言ったように、ダイオキシン出てますね。ですから地下水に出ているものを前提にしている。

自治会長：ここは、安定型処分場なんです。四品目だけです。それ以外は、有害物とは言いませんが不適切なものです。しかし、甘んじてそれは鉄くずや木くずはある。甘んじて半分、まあ全部完全には取れないけどそこそこ取れるだろう。そういう意味でA2を我々は推奨している。ところが今言うダイオキシンやそれとシス1, 2、他にはヒ素やフッ素やホウ素、いろいろ出てますよね。そういうのも原因がどこかにあるわけですね。それをここはD案は除去しましょうということですね。

部長：D案はそうなんですけど、基本的には地下水浄化で雨水で解決しようというのがベースになっているのがD案である。ただ、それを早くしようとするために分かっているものについてスポット的に塊を除去しよう。

自治会長：スポット的に取るにはどういう条件で取るわけか。先ほど言うどういう有害物質で取るのか。その判定基準はどうするのか。どういう分析をするのか。それは当然もう出来上がってるわけですね。それで業者に発注、先ほど説明のあった技術提案されていると思います。そうでないと向こうも提案、予算の組みようがない。

室長：対策委員会の経過の中で、この処分場にはドラム缶等が入っている、従業員の証言もあるという中で有害物を除去しましょう。だから基本的にD案だけど、有害物を除去しましょうということでD案というのは委員の中から提案があった。そのD案の中でやることについては、掘削調査をさせていただいた。当初は10月ぐらいからやる予定であったが、少し延びましたが、その中でいろんな情報を集めさせてもらった。そのなかで掘ってみて、今ドラム缶とか、それからケーシング調査もした。栗東市の市議会では、あそこへ洗濯の溶剤を埋めていたということで、ケーシングも9本掘った。そういう中で、例えば溶剤がかたまっていれば、汚泥がかたまっていれば、それを取り除けば早期安定化につながるという考え方の中でケーシング9本、掘削も全部で1万5千立米した。そういう中で、悪いものが出てきたら出すというのが基本的にD案である。だから今出てきた木くずとかいうのは全部処分場に置いてある。それが、今ベースとしてはD案の基本になる。しかしその中でまた今日こういう形で皆さんの話を聞きながら、その後残りのどういうものが取り出すべきかということの情報も聞きながら、最終的な有害物除去というものを考えていこうとしている。有害物についての規定については対策委員会でたくさん議論があった。違法なものが全部有害物だという議論もあったと思うし、もしくは産廃特措法の中で有害産業廃棄物という規定がある。有害産業廃棄物の中には、例えばPCB汚染物とか、特別管理産業廃棄物というものが有害産業廃棄物だというような議論があった。私ども、法に定まっている特定有害産業廃棄物を探したんですが、今のところ見つかってないという状況である。そういう中で話を聞きながら、今聞いた情報の中では全部掘削したつもりである。そのなかであとどういう所をすれば早期安定化につながるかというのをもう少し検討したいと思っている。

自治会長：有害物は見つからなかったということだが、浸透水、地下水はものすごく汚染されている。見つからなかったでなく、見つけることができなかったということですよ。

室長：だから、有機汚泥があそこは許可されていた。それはあそのキルンにもって行って乾燥させてという処理がある。私ども聞いたものは、自分のところの、RD社の車は処分場の中にそのまま汚泥をほかしていた。よそから来る車は一旦キルンの中に入れて夜中に処分場の中に埋めていた。その場所どこやということで聞いたところあります。そこはケーシングで掘ってみた。そのなかで汚泥だからどういう状況ということでガスの調査、今日発表させてもらったが、ガスの状況とか廃棄物の状況を見たが、その根幹になるものがない。

自治会長：ということは、D案、県、知事が提案した、D案は有害物がなかった。現次点ではなかったと見られるわけですね。これはダンプ一杯も出さないということか。

室長：だから、今有害物除去ということで情報を集めて掘削調査した、埋立切土の調査し

た。そのなかで、ドラム缶が合わせて240本、木くずは今外へ全部上げている。木くずなんて昔は私どもたぶん混入という説明していたが、あんな混入という状態ではない。そのまま梁がボーンと入っていた。そういうものは出した。そのなかで調査結果も含めて、そしてまた皆さんの話を聞きながら、あとどういう形のものを出していくかということを実施計画案でまとめていきたいと思っている。

自治会長：分かりません。それでD案は、それで出されるんですか。掘削して出されるのですか。出さないですか。これ、根幹ですよ。

部長：出します。それは出す。

自治会長：有害物とはどういうことか。何度も聞きますけど。どういうふうな判定方法をするのか。それは決まっているはず。そうでないとこんなん出せない。根幹ですよ。場合によってはダンプ1台で済むかもしれない。場合によってはA2案より大きいかもしれない。それはそうでしょ。

室長：それは、報告書の中で、D案の報告書の中で推薦理由が書いているから、その趣旨に添ったものでやっていくことになると思う。

自治会長：有害物を出すという趣旨ですよ。

室長：いや、早期安定化を図る視点からという。

自治会長：そうですよ。

室長：だから、そうでなかったら、D案が大きくなってA2案になるということではなく、趣旨から言って全周遮水して、そして雨水浸透させて浄化していくという基本ベースの中で、その早期の安定化を図る視点から除去していくというような、おのずと違う。

自治会長：それはB案でしょ。知事はD案、D案と言いながら、事実上はBを推奨している。

室長：だから、B-1のDです。有害物除去と言うところのDですね。合わせて。

自治会長：我々、知事の中央公民館での住民との対話の時には、図面には重機が掘削している図面が載っている。誰が見ても出すということだ。何を言っているのか。今日の説明会では重機載っていない。どういうことか。これはD案でなくB案でしょ。

管理監：それは間違いで、今回なおした。前回、上砥山で配ったものが抜けていた。今日、持って来たのは全部入っている。

部長：それは、単なる間違いで、もちろん重機使いますから。

管理監：それは、前回上砥山で渡したものである。

自治会長：こちらの方が正しいわけですね。

管理監：そうです。

自治会長：ちょっとはつきりしてよ。こんないい加減な、どこを精査してD案の修正したと。精査されていない。

管理監：私聞いているのは、全周遮水壁して、土で覆うことによって雨水が浸透する。現に洗われる。そういう中で、基本的に遮水壁によって地下水の汚染があったとしてもそれは外に漏れない。それでその処分場の皆さんが生活されている脅威としての地下水汚染というのは現に生じない。少しでもではここをどうしようかという話であるが、対策委員会のレポートによると9割までが安定品目。すでにあきらかに集中してあるところは、掘削、証言等の後付けによっても掘削しました。現在あるのはいわゆる混入とてして浸透水からうかがい知れる有害物がいっぱい入っているらしい。それはしかし特定の場所とは言えない。じゃあそういう観点からD案では、少しでも早期の安定化につながるという観点から、場所を特定して掘削しよう。その場所はどこだということで今いろいろ議論をしているが、それがシスの原因となる浄化液とかいろいろ話が出る。

住民：さっき部長が言ったスポットとはどう意味か

部長：そういうあたりです。

住民：ボーリングするとかそういうことか。

自治会長：今有害物は特定されてないという話ですね。確認されてないと。確認されてないのに、・・・。

室長：だから、対策委員会の報告書を申し上げると、「大量のドラム缶や集中した木くずを埋めた違法な埋立が明らかになっている」と、「このような埋立物を処分場の早期安定化を図る視点から効果的に除去していく必要がある」と、だから私ども証言を聞いて、そして住民団体からの証言も聞いて、このあいだ掘削した。証言の中で。その状況を調べた。例えば、私ども申し上げたが、ドラム缶が例えば2千本、3千本あったら今回の調査の中で、例えばドラム缶が数珠繋ぎでドット出てきたら、そこの範囲を確定します。範囲を確定して、そして深さも5m以上にあるなら、その深さも調べて、だいたいこんな所にこんなにたくさん入っていますという範囲を整理したうえで実施計

画をまとめる予定をしていたが、今回の調査をやったところが、ほぼそこで例えばドラム缶全部、5 mで範囲のところすべて出したと思っている。そのなかであの掘削調査は、一応聞いた中では、ドラム缶は240本くらい出てきて、外に出している。それプラスアルファとして、話を聞きながらあと新たに掘削する必要があるのかどうか。それともうひとつは、私どもボーリング調査をしている。ケーシング調査もしているが、そういう調査結果を検討したうえで新たにここを掘削する必要がないのかあるのか。それを検討しようと思っている。ただそれはあくまでもここに書いてあるように早期安定化を図る関係からこういうドラム缶とか集中した木くずについて、早期安定化を図る視点から効果的に除去する。というような考え方をしている。

部長：おそらく今、会長さんたちが思っていたのは、現に掘削して重機も入っているが、では具体的に今の持っている情報でどこを除去するのか。もう少しそこを示さないと今みたいに考え方だけでは。

自治会長：それはね、D案。これからD案やるんですよ。今までやってるものD案だと言われても、それはD案作るための調査でしょ。それは当然、あのような違法なものは出すべき、黙ってても出すべきで、いまさらそれも手を入れますというのは、それはちょっと納得いかない。

室長：対策委員会の結果から言って、

自治会長：対策委員のことを元にして知事が判断したわけでしょ。対策委員、対策委員というならA2案を支持してください。

室長：私が申し上げているのは、D案のそういう形で出たかということを上申したい。

部長：出た経緯はいい。出て県としてD案で何をするかといえば、先に申し上げたように原位置浄化が基本ですが除去するものもある。当然、このあいだ掘削調査で出てきたもの、これは当然、今保管しているものも除去しますし、ものによっても出せないものもあります。あとプラス今私たちが持っている情報で掘って除去しているものもあるし、まだ新たな情報があれば、それに基づいて早期安定化という観点から除去しようと思っている。それで今質問されているのは、おそらく具体的にどの場所で何を掘るのかを示せということなんですけど、現時点でそこまできちっと示せない。

自治会長：D案の根幹である。何もなかったという基本的な県の考え方なんです。

室長：だからそれをD案が出た経過の中で、掘削する中で、当初は範囲がどこまでかということだったが、そう言っているほどなかった。しかしその中で私どもボーリング調査もしている。その中で今例えばシス1, 2が出ており、シス1, 2がどういう経路でどうなっているかという検討もしている。その中でシス1, 2が根本になるところ

はないかという検討をしたうえで、ここをこうやりますということの説明をしていき
たいと思っている。

自治会長：シス1, 2、シス1, 2とそれひと言しか言わないが、他に別のものでしょ。
報告書にもあがっているように有害なものは。

部長：出てます。さっき言ったようにダイオキシンだとか。ただ、ダイオキシンは土壌中
ですから・・・

自治会長：言っていることは大分違いますよ。

自治会長：上田さん、さっき言ったのは特管物がなかったという意味でしょ。

室長：だから、私、シスと言ったのは、これは洗濯関係の・・・

自治会長：ちょっと話、時間が大分来てるので、急がれる方はここでお開きしてもらいま
す。すいません。もうちょっと詰めた話を話をさせていただきますので。これはD案
の根幹に関わることで、県は出す出すと言って結局何もなかったから出さなかったと
いうように持って行かれるから。明らかなんです。

部長：そんなつもりは全くないが、説明が悪いと思う。そういうつもりはない。

自治会長：これはもう手なんです。D案もA2案も中身は一緒なんです。有害物を如何に
出して中の浸透水、地下水をよくしていくかというのは基本が一緒なんです。極端に
言えば、歩み寄れるし我々だってD案をそれはいいですねと言えるんです。中身は一
緒なんです。私流に言えば。場合によってはA2より大量にD案は出さないかんとい
うことがあるんです。そこなんです。根幹をいとも簡単にこういうようにしていく。
とてもじゃないがこんなもの受けられない。ということですね。これ話したら長々と
なるんで。

部長：言われていることはよく分かる。

自治会長：決して重機使ってどうや、我々が県が調べたら有害物はなかったというかもし
れないが、我々は見方が違う。水に出ているこの原因物はどこにあるんだと。そら当
初から処分場を全容解明してくださいという流れずっとある。この水に出ている
原因物を除去してほしい。

部長：私たち、全く一緒の思いです。それだから早く地下水汚染を解決したい。とりあえ
ず遮水壁で止めるけれども、できるだけ物質を特定できるのであればそれを除去した
いということですから考え方はまず一緒。じゃあ具体的に今持っている情報で何を除

去しようとしているのか。そこをもう少し示さない。

自治会長：先ほど焼却炉のと、これも併せて是非出してください。よろしいですか。続けてちょっと走りますが、ここに図面見ると有害ガスを自然換気となっていますが、有害ガスを自然大気中に放出するということですね。

部長：分解をして、大気にということですね。

自治会長：分解というのは何か機械的なものを加えるのか。

部長：いえいえ、自然です。

自治会長：自然ですね。中には硫化水素はもちろんですが、二酸化炭素、メタンと地球温暖化ガスというものが、他にも有害なものがどんどん大気中に放出するということですね。処分しないで。これも反対します。そんなことはあり得ない。きちっと処理していただきたい。

住民B：有毒ガスを簡単にトットトット出してもらったら困る。これ見るとそういうことやわな。自然換気だから有害なガスが全部どんどんどんどん出ていく。

自治会長：硫化水素もきつかったが、メタンはもっと高濃度でありますから、自然といっても有害なものはどちらかという比重は重い。下の方に沈んでいる。孔の大きさにもよるが、20m、30mの孔で自然換気というのもちょっと不自然です。

部長：今のところ私どもはそう考えてますが、意見は伺っておく。

室長：掘削するときはどうしても出てくるが。

部長：それは、まあ致し方ないとしても。

自治会長：それは今までもずっとやっています。

部長：そこまでの話はないと思う。

住民B：そういうても、管を埋めて集中的に出すということになるから。

自治会長：よろしんですか、ポーンと孔開けて自然にどんどん発生していくんですよ。それを自然に大気中に放出するという。考えられない発想です。

室長：硫化水素ですと今出ている、調べた中では、この報告書の中では、昔の2万とかそ

んなのではなく、数値出てますよね。

自治会長：あの、それもね

住民B：だから、その考え方が間違っている。少ないからいい、基準以下だからいいというその考え方が間違っている。あれは安定型だから一切出たらあかん。

室長：それはね、だから、環境基準を下まわ・・・

住民B：環境基準を考えたらあかん。一切出したらだめ。

室長：それはね、思いは分かる。しかし・・・

自治会長：そのデータは工事中に測ったもので継続的な測り方はしてないですね。ガス測るときはボーリングして開放したままでなく、密栓してしばらく置いて、ガスクロできちっと測らないといけないというのが本来のやり方である。継続的にはできてませんよね。

室長：専門家の先生もそれだけでなく、平成12年度は26から50度、それから昔は高かった。最高では70度を超える箇所があった。この前測った中では、19度から32度ということで、これは安定化に進んでいるとこう言われている。

自治会長：同じところを測っているわけではなく、たまたま工事中にやった状況でしょ。

室長：対策委員会で来ていただいた専門家の中にはそういう発言された方がいる。

自治会長：県のボーリングで16-5というのがある。これはモニタリングしているが、水温が40度超えている。その辺で続いています。それで地下が十何度といわれてもちよっと考える。16-5。それを話したら長くなりますから、そういう諸々がたくさんあります。それはずっと現場で上田さんともやり通してきている。それをちゃんと聞いてここまでに対応、やりとりしてくれていればここで話す必要ない。こんな細かいのをしたくない。やってきたはず。

室長：そういうことおっしゃるけど、この対策委員会の中でデータは全部出してますよね。対策委員会の中で。

自治会長：そのなかにありますよ。

室長：だから、そういう中で議論いただいているものと思っている。

自治会長：高温になってますよね。

室長：だから、そういうものを専門家に議論していただいたと思っている。

自治会長：出すにしても2年以上モニタリングをずっと続けな行かんわけですね。地中温度、知事はよくなっているというが、地中温度、地中の中、20mあったら、ずっと下の方できちっとモニタリングせないかん。今回、測ったのは、夏場に地表温度を測っている。そういうこともある。その温度がずっとずっと地中温度が下がっていったというデータはないです、今は。この前の調査はしているが。

室長：だから、対策委員会やっていただいた中で、現状把握していただいたうえで、そして追加調査をそういう議論をしていただいたまとめが報告書で、そのまとめであり、そこへもう一度調査結果の議論というのはまた専門家を呼んで来るという話になる。

部長：いずれにしても答えられないとダメなので、まず調査結果データの・・・

自治会長：私が言いたいのは、D案というのは十分検討されたとは言いづらい。

住民：これの中身自体、報告書見ても、中身ほとんどないD案は。見てもらったら分かる。

部長：D案はB案・・・

住民：それを県が膨らました感じだから。

部長：膨らましたというか、それは委員会の提案ですから、

住民：委員から提案だけど、事務局提案になっている。

自治会長：すいません。時間申し訳ない。そういうことでD案、焼却炉にしても、それにしてもちょっと納得できないので、もうちょっときちっと県、討議して実際これだけは推定でもこれだけは撤去せないかんと言うものを出していただいて、費用もこれだけ掛かると、ランニングコストもこれだけ掛かると、如何にも少ない。それは少ないのはありがたいが、もっともっと吟味して、そういうこともあってちょっと納得しましたとは言い難い。それともうひとつ、最後、要望書の提案の中で安定型処分場の廃止基準を遵守し、安全を確保したうえで、処分場を廃止してくださいということなんです。廃止基準というのはご存じと思いますが、そのうち安定型に関しては10項目大きなものがある。その中には、今知事も言いました、地中の温度、周りと比べて高くなるとはダメだと。ガス、発生しては、全く発生してはいけないという意味ではないが、発生はあってはならない。浸透水、処分場の中の水なんで、雨水とか、それもきちっと基準がある。県がいつも言っている遮水壁から出ていく生活に影響を及ぼ

すものの除去というのは、それもある。それだけじゃなく廃止しようと思うと処分場の中がクリーンによくなないとダメ。どんなことを言っても、そういう原因物を除去していかないとそれは成り立たない。ということは廃止できない。ということは安全とは言えない。という問題があるから、やる段には A 2 を推薦します。これは、半分は出していくことから、可能性がある。このまま封じ込め放置したままで対策を行うと言うことは、いつまでもその基準がクリアできないことになる。それは成り立たないと思う。

部長：こちらとしては、雨水の浄化によって浸透水のレベルも下がるという考え方をしているが、今会長の言ったような、考え方もあると思う。そこはもう一度きちっと改めてこちらが考えていることを説明する。

自治会長：浸透水も知っておいてほしい。

部長：当然だから廃止基準がいけるということは浸透水の状態も浄化によってよくなるという考え方をしているから、いまの D 案というはクリアする時期はあるだろうということを考えている。

自治会長：私の今までの処分場を見てきた経験的なものを言うと可能性はまずないと見ている。見解の違いと言われればそれまでだか。あり得ないと思う。

部長：その場所の状況をどう評価するか。見解以前のデータの問題もあると思う。

自治会長：だから D 案に関しては、はいっと言うわけにはいかない。これは理解していただきたいし、是非もう一度これを提示していただいて話し合っていたら。お願いします。

部長：こちらこそ。

住民 B：あくまで中浮気団地としては、A 2 案の全量撤去でこれは譲れません。それと、今回で説明は終わりか。

部長：いやいや、まだ、宿題いただいていますから、必要な答えができるまで、きちっと。

住民 B：我々、納得できるまでやってくれと。説明会開いてくれと。

部長：納得言うというのが、どういうあれか知りませんが、一応了解いただける

住民 B：了解できるまでは何度でも説明会を行うという。

自治会長：有害物をどれだけ除去するのか、それはものすごく大きい。問題。よろしいですか。

住民F：私ら難しいことわからないが、とりあえず全量撤去。それのひと言。それしか言いようがない。難しいことわからないから現実には。とりあえずそういうことです。女の人はみんな全量撤去。その一言に尽きると思います。

自治会長：時間も遅くなりましたのでこちらの方で閉めさせていただきます。最後に知事さんからお話をいただきたいと思います。

知事：私も平成初期からの段階のこと、担当者からいろいろ報告を受けていますし、報告書を読んでいるが、改めて一番近いところで見られた皆さんの意見を今日伺った。そういう中でいただいた4項目であるので、この4項目の内容を、また具体的にも、技術的にもお話をさせていただく中で、行政として、まあ、つらい言い方ですが、行政組織というのは、なかなか、お金、組織、法律、何もかもが特定の方向だけに行くというものではない。皆さんの、ほんとに県民の皆さんのために、何よりも地元の皆さんのご要望をきちんと受け止めて判断させていただかなければならない。そのあたりを含めてこの4項目説明させていただいて、今日が終わりと言うことでないので、また、皆さんのようにホームページ、大変分かりやすいホームページを作っている。正直申し上げて、どうしても情報の出し方というものが、行政用語になってしまうが、皆さんのところのホームページのほうが、ある人が分かりやすいと、県のよりもあちらの方が分かりやすいと言われるくらいのことがあります。ここまでほんとにご協力、そして真摯に日々データも見ていただいて、そしてなによりも現場を見ていただいていると言うことです。先ほどD案の根幹にありますプラスアルファ、有害物の除去はどういうものなのかということ具体的に皆さんに情報を担当の方で（準備）させていただき、今日で終わりではないので、もう一歩二歩のそのような歩み寄りを図らせていただきたいと思う。夜遅くまで、明日また仕事もある皆さんもあるかと思いますが。ほんとに夜遅くまで、熱心にご議論いただきありがとうございました。

(拍手)

以上